

政策企画部

No. 5

制度名	わくわく茨城生活実現事業	主管課名 計画推進課 移住推進 G	問合せ先 029-301-2536			
目的・趣旨	移住や UIJ ターンに伴う経済的負担を軽減するため、東京圏から本県への移住者に対して移住支援金を支給する。					
〔対象団体〕 37 市町村（水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町） ※ただし、「関係人口」（移住先要件の④）については上記のうち 32 市町村						
〔対象事業〕 移住者への移住支援金及び移住支援金の支給にかかる事務経費						
〔補助要件等〕 ・以下の要件を満たす者への移住支援金の支給であること。 ＜移住元要件＞ 東京 23 区在住者又は東京 23 区へ通勤する東京圏在住者（いずれも直前 10 年間のうち直近で 1 年以上、通算 5 年以上）で本県に移住した者 ＜移住先要件＞ 以下のいずれかの要件を満たすこと。 ①本県でマッチング支援の対象中小企業等に就業した者、又は、県から起業支援金の交付決定を受けた者 ②プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住した者 ③テレワークにより移住した者（住宅を新築または購入した者に限る） ④移住先の市町村が個別に本事業における関係人口と認めた者						
〔対象経費及び補助限度額等〕 ・移住者への移住支援金 (100 万円/世帯（18 歳未満の子ども 1 人につき最大 100 万円※加算）、60 万円/単身) ※上限 100 万円の中で市町村が単価を設定。 ・移住支援金の支給にかかる事務経費（移住支援金申請額の 1% を上限）						
〔経費負担割合〕						
区分		国	県	市町村	その他	
対象市町村		1/2	1/4	1/4	—	
〔令和 6 年度当初予算額〕 137,600 千円		〔令和 6 年度補助対象団体〕 37 団体				
〔備考〕						